明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔国会事項〕　一
〔公　告〕
諸事項　五
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本放送協会落札関係　三
地方公共団体
公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　二四

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第四号

国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年八月二十一日　国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第一条中「行政及び司法の各部門、図書館、調査研究機関等並びに一般公衆による」を「国立国会図書館（以下「館」という。）が収集した」に、「館長」を「館の館長（以下「館長」という。）」に、「国立国会図書館（以下「館」という。）」を「館」に改め、「総称する。）の」の下に「行政及び司法の各部門、図書館、調査研究機関等並びに一般公衆による」を加える。

第三条の二中「館の館長（以下「館長」という。）」を「館長」に改める。

第四条第一号を次のように改める。

一　児童書研究資料室

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削る。

第六条第一項第一号中「（第一資料室及び第二資料室については、日曜日及び月曜日）」を削り、同条第三項中「行う日」の下に「（第十二条の二第七項において「閲覧日」という。）」を加える。

第九条の見出しを「（児童書研究資料室の利用）」に改め、同条第一項中「第一資料室又は第二資料室」を「児童書研究資料室」に改め、同条第二項中「第一資料室又は第二資料室」及び「当該閲覧室」を「児童書研究資料室」に改め、同条第四項中「第一資料室又は第二資料室」及び「当該閲覧室」を「児童書研究資料室」に改め、後段を削り、同条第五項及び第六項中「第一資料室又は第二資料室」及び「当該閲覧室」を「児童書研究資料室」に改める。

第十条第一項中「第一資料室又は第二資料室」及び「当該閲覧室」を「児童書研究資料室」に改め、同条第二項中「国際子ども図書館資料請求票（別紙様式第二）を当該閲覧室」を「館長が定める資料請求票に請求者の氏名、利用カードの番号、資料の名称及び請求記号その他の必要事項を記入して、これを児童書研究資料室」に改め、同条第四項本文中「第一資料室又は第二資料室」を「児童書研究資料室」に、「国際子ども図書館資料請求票を、」を「館長が定める資料請求票に請求者の氏名、資料の名称及び請求記号その他の必要事項を記入して、これを」に改め、同項ただし書を削る。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（視覚障害者等用資料等の閲覧）

第十一条の三　国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成二十五年国立国会図書館規則第六号。以下「視覚障害者等規則」という。）第二条に規定する視覚障害者等用資料（館長が定めるものを除く。）及び視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）に限り利用させることを条件として閲覧の提供を受けた電子情報は、視覚障害者等規則第六条の規定により登録を受けた者（以下「登録視覚障害者等」という。）に限り閲覧することができる。この場合において、国際子ども図書館長は、必要があると認めるときは、当該登録視覚障害者等に対し、その氏名及び住所を証明するに足りる書類の提示を求めることができる。

第二章第二節中第十二条の次に次の一条を加える。

（関西館の視覚障害者等用児童資料の取寄せ）

第十二条の二　国際子ども図書館長は、登録視覚障害者等から申込みがあった場合において、特に必要があると認めるときは、関西館においてのみ保管している視覚障害者等規則第一条に規定する学術文献録音テープ等のうち児童書に関するもの（以下「視覚障害者等用児童資料」という。）を国際子ども図書館に取り寄せ、一定の期間に限り、当該登録視覚障害者等の閲覧に供するものとする。